

# 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領施行細則

(平成8年5月1日施行)

[沿革] 平成9年4月1日、平成15年4月1日、平成27年1月30日、  
令和3年1月4日、令和3年3月30日、令和6年10月1日改正

## 1 趣旨

この細則は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(以下「要領」という。)の施行に当たり必要な事項を定めるものとする。

## 2 第1条関係

要領は、対象契約以外の契約については適用しない。

## 3 第3条関係

対象契約は、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとなるが、特例政令で認められている限り、第29条第1項ただし書の規定によるもの以外の随意契約を禁止しているものではない。

## 4 第4条関係

(1) 「前日から起算して〇〇日前まで」とは、公告日と当日との間に「中〇〇日」必要であるという趣旨である。なお、この「〇〇日」は、県の休日を含んだ日数とする。

(2) 第5項の掲示は、公告日から入札期日までの間行う。

## 5 第5条関係

(1) 入札説明書の交付は、交付を求める者から交付願書(様式例1)を提出させ、直接行う。

なお、交付願書は、実際に交付を受けに来た者の名義(一般従業員等の名義でもよい。)で作成させるものとし、押印は求めない。

(2) 入札参加者心得は、入札説明書の一部であるので、必ず交付すること。

(3) 入札説明書には、入札に参加するに当たり必要な事項を具体的かつ明確に記載する。

(4) 第2項第12号の「前各号に掲げるもののほか必要な事項」の例としては、次のようなものがある。

ア 第4条第1項第17号に掲げる事項を公告したときは、当該事項

イ 入札説明書等(入札説明書及び第3項の規定により交付する第2項第1号イに掲げる事項を記載した説明書(以下「仕様書等」という。))を総称する。以下同じ。)の内容に関する質問について次に掲げる事項

(ア)方法

(イ)必要書類

(ウ)受付期間

(エ)受付場所

(オ)回答方法及び回答日

ウ 低価格入札をした者は、低価格入札の調査のための事情聴取に協力すべき旨(落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときに限る。)

(5) 入札の対象が建設工事であるときは、「建設工事に係る現場説明等の実施について」(平成5年3月23日建管第857号及び第858号)第3に定めるところにより、入札説明書に施工条件を明示するものとする。

(6) 第3項の規定による仕様書等の交付は、交付願書(個人・法人用:様式例2。共同企業体用:様式例3。)を提出させ、直接行う。なお、交付願書の様式は、入札説明書においてあらかじめ明らかにしておくものとし、被認定者又は認定申請を行った者(共同企業体にあつては代表構成員)の名義(個人事業主又は法人の代表者の名義。当該契約において代理人を置いたときは当該代理人の名義。)で作成させる。

## 6 第7条及び第8条関係

(1) 所管部局長等は、各部局に設置する入札参加資格審査委員会(指名業者選定委員会等をもってこれに代えることができる。)に諮り認定要件を決定するものとする。

(2) 第7条第3項第2号に掲げる事項について認定要件を定めるときの取扱いは、次に定めるところによる。

ア 施工(施行)中のものは実績の対象としない。

イ 実績の対象となる建設工事等の施工(施行)場所を限定することはできない。

ウ 共同企業体による施工実績については、出資比率が一定以上のものに限ることができる。

エ 施工(施行)実績を記載した書面(建設工事の場合:様式例4)及び施工(施行)実績を証する書類(コリンズ・テクリス(一般財団法人日本建設情報総合センター)の登録内容確

認書の写し等)を認定申請書に添付させる。

- (3) 第7条第3項第3号に掲げる事項について認定要件を定めるときの取扱いは、次に定めるところによる。
- ア 技術者の資格について要件を定めるときは、資格名の後に「又はこれと同等以上の資格」という文言を加える必要がある。
  - イ 技術者の実務経験について要件を定めるときは、実務経験の対象となる建設工事等の施工(施行)場所を限定することはできない。
  - ウ 配置予定技術者の資格や実務経験を記載した書面(建設工事の場合:様式例5)及び必要に応じ配置予定技術者の資格や実務経験を証する書類(実務実績についてはコリンズ・テクリス(一般財団法人日本建設情報総合センター)の登録内容確認書の写し等)を認定申請書に添付させる。
- (4) 事業所の所在地について認定要件を定めることはできない。
- (5) 建設業許可の更新申請中であるため第7条第4項第4号に掲げる書類の提出ができないときは、次の書類の提出をもってこれに代えることができる旨定めるものとする。
- ア 更新前の建設業許可の通知書の写し又は証明書
  - イ 更新に係る建設業許可申請書の副本(主たる営業所の所在地の都道府県庁の受理印のあるもの)の写し
- (6) (5)の定めは、第7条第4項第7号及び第8号に掲げる書類の提出について準用する。
- (7) 第7条第4項及び第8条第5項により原本を提出すべき旨定めている書類のうち、次の書類については、写しをもって原本に代えることができる旨定めることができる。
- ア 第7条第4項第1号から第3号までに掲げる書類
  - イ 第7条第4項第4号、第7号及び第8号に掲げる証明書
- (8) 第7条第5項の名簿については、様式例6を参考に作成するものとする。
- (9) 第7条第6項の規定は、例えば、認定申請時に添付された建設業許可の証明書上の許可の有効期間が入札期日前に満了するときに、入札期日において許可を有することを証する書面の入札書提出時の提出を義務付ける場合などを想定したものである。
- (10) 第7条第9項の規定は、認定申請後に指名停止を受けた者があった場合などを想定したものである。

## 7 第9条関係

- (1) 入札の対象が建設工事であるときに入札説明会(現場説明)を実施するときは、「建設工事に係る現場説明等の実施について」第1(2及び7を除く。)に従い行うものとする。
- (2) 被認定者からの入札説明書等についての質問に対する回答は、電子メール又はファクシミリにより行うことができる。この場合、確認書(様式例7)を相手方(代表者又は当該契約における代理人の所在する営業所の従業員であれば、契約締結権限を有する者でなくてもよい。)から電子メール又はファクシミリで徴取し、相手方への到達を確認する。

## 8 第10条関係

- (1) 入札保証金(現金)は、原則として指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付させるものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の7第2項の規定により、担保として提供することにより入札保証金の納付に代えることができるものは、当分の間、利付国債及び埼玉県債に限るものとする。
- (3) 第1項の規定により申請による免除を行うときは、免除の可否について客観的に判断できるよう、免除を受ける者に必要な要件を具体的かつ明確に定めなければならない。

## 9 第14条及び第15条関係

- (1) 第14条第1項の確認の際に一般競争入札参加資格認定通知書を提示できない者は、入札場所から退室させる。
- (2) 共同企業体の全構成員が同一人に入札の権限を委任したときは、全構成員に係る入札参加者が入札場所に入室している(この場合は一人)こととなるので、さらに入札立会者を指定してその者を入札場所に入室させることはできない。
- (3) 初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を必ず求めるものとする。なお、様式については、「建設工事等入札金額見積内訳書の取扱い」に掲げるところによる。

## 10 第16条関係

郵便による入札書の提出期限は、当該提出期限の日と入札期日の間が、県の休日を除き「中2日」となるよう設定するのを原則とする。時刻については、郵便が到着する時刻を考慮の上設定するものであるが、本庁においては午後4時から5時までの間で設定するものとし、他の時刻とするときは文書課(文書係)とあらかじめ協議する。

## 11 第18条関係

- (1) 第2項中「当該入札事務に関係のない職員」とは、例えば県土整備事務所であれば、入札執

行に直接関与する庶務担当課及び積算等に携わった技術担当課の職員以外の職員と考えられる。  
道路関係の工事の場合、治水担当課の職員は「当該入札事務に関係のない職員」であるといえる。

(2) 入札参加者等の立会いを欠く入札者が複数いるときであっても、「当該入札事務に関係のない職員」が1人立会えば足りる。

12 第22条関係

(1) 入札立会者にはくじを引く権限はない。

(2) 「当該入札事務に関係のない職員」がくじを引くときは、1人で複数の入札者に係るくじを引くことができる。

13 第24条関係

12の定めは、第2項のくじ引きに準用する。

14 第25条関係

落札者の決定に係る調査基準価格の設定及び低価格入札の調査については、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に定めるところによる。

15 第28条関係

(1) 第2項の通知は、電子メール又はファクシミリにより行うことができる。この場合、確認書(様式例7)を相手方(代表者又は当該契約における代理人の所在する営業所の従業員であれば、契約締結権限を有する者でなくてもよい。)から電子メール又はファクシミリで徴取し、相手方への到達を確認する。

(2) 初度入札時に郵便による入札をした者があったときの再度入札期日は、第2項の通知をした日の14日後を標準(初度入札期日と同じ曜日)とする。

(3) 再度入札における郵便による入札書の提出期限については、10を準用する。

16 第32条関係

第1項第6号の「契約の相手方を決定した手続」とは、一般競争入札、随意契約の別をいう。

17 その他

(1) 入札の対象が建設工事であるときの標準的な事務の日程については、別記2に定めるところによる。

(2) 要領の規定により通知を行うときは、常に同時に行うなど、手続における業者間の平等な取扱いについて特に留意するものとする。

(3) 共同企業体への通知は、代表構成員に対して行う。

(4) 入札結果等の公表については、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領に定めるところによる。

(5) 入札に関する書類は5年以上保存しなければならない。

附 則

この施行細則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年1月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年1月29日までに公告したものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

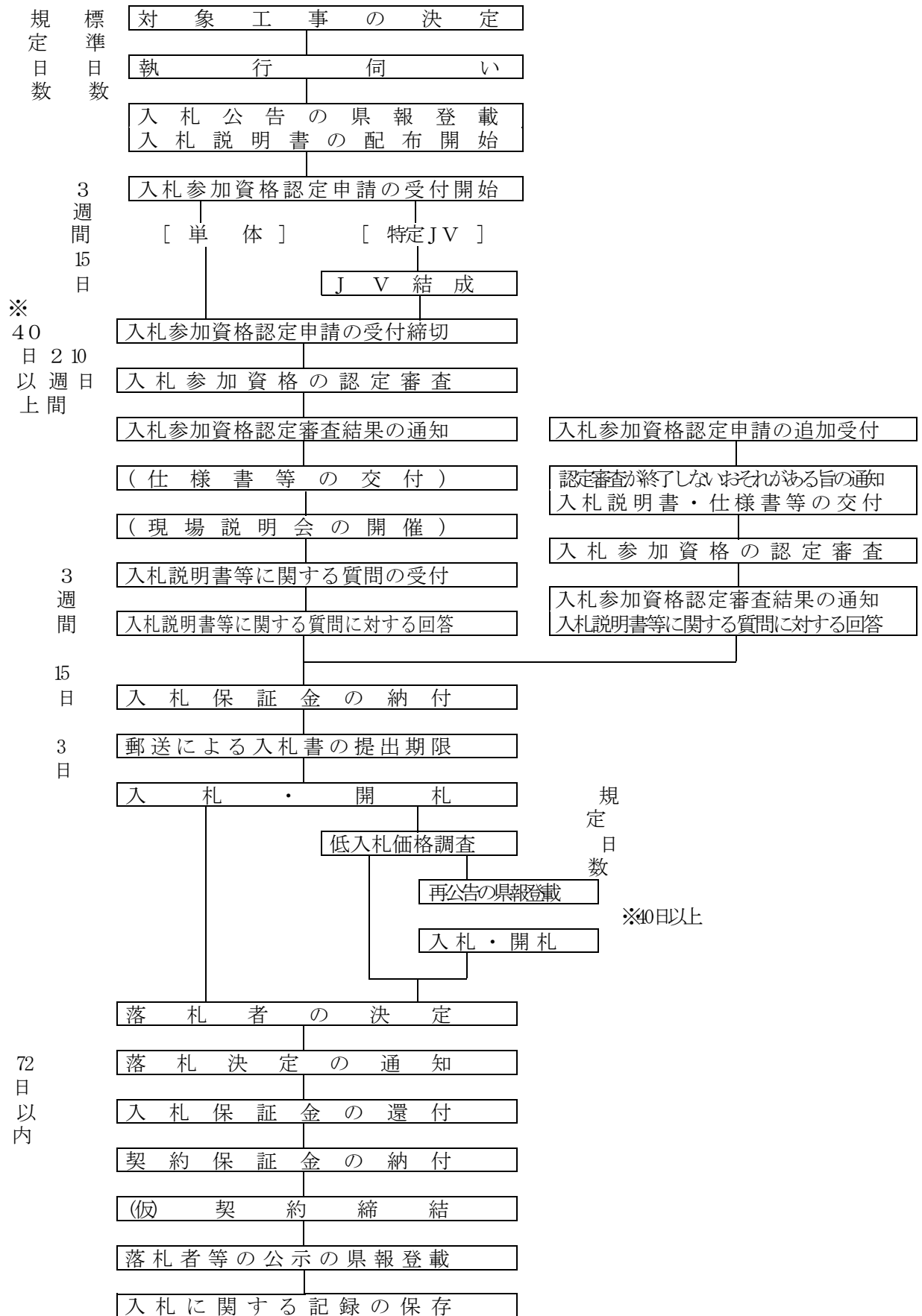
附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

## 入札事務処理体系図 (建設工事の例)



(注) 1 日数は翌日から起算する日数であり、土曜、日曜、祝日等を含む実日数（7日＝1週間）である。  
 2 ( )内の日数は、土曜、日曜、祝日等を含まない日数（5日＝1週間）である。  
 3 ※印の日数は、短縮できる場合がある。